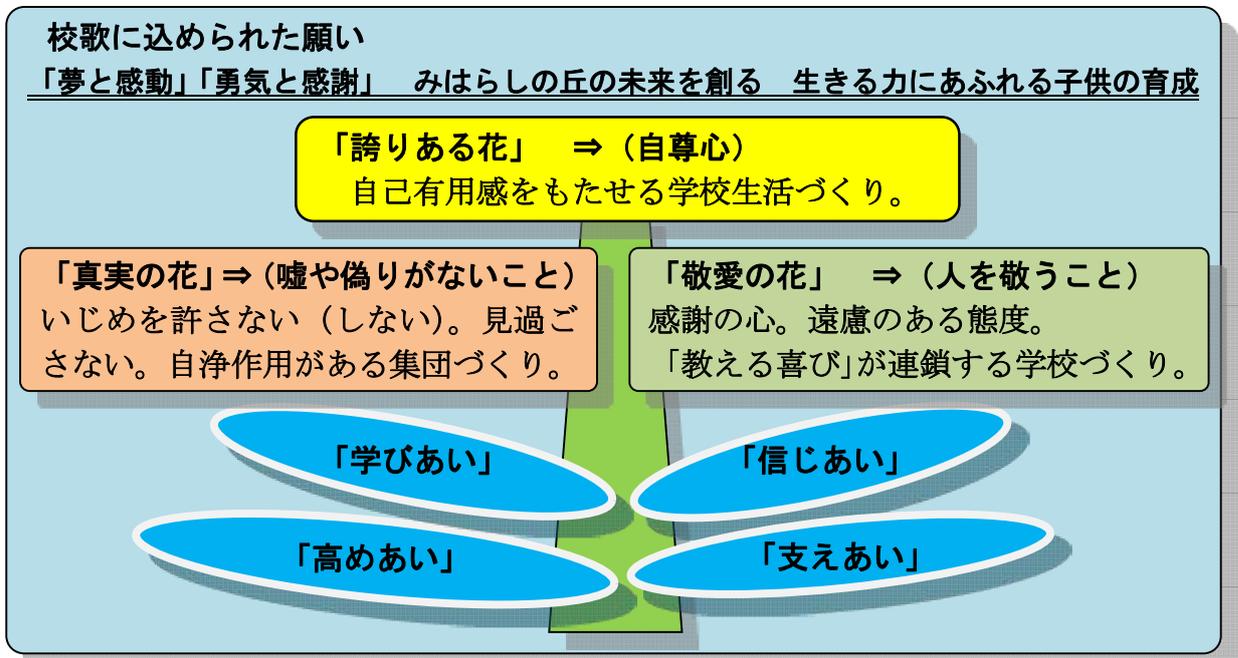


# 山形市立みはらしの丘小学校「いじめ防止基本方針」

## 1. いじめの定義といじめ防止に向けての基本姿勢

いじめとは、「当該児童が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」である。いじめの態様はさまざまあるが、個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、けんかやふざけ合いであっても、好意で行った行為でも、いじめられた児童の立場に立って行うものである。

「いじめは、どの学校・どの学級でもおこりうるもの」という認識をもち、全校児童が「いじめのない学校生活」をおくれるように、この基本方針を作成し、以下の基本姿勢を全職員で共有するとともに、校内研修等で互いに学び合う。

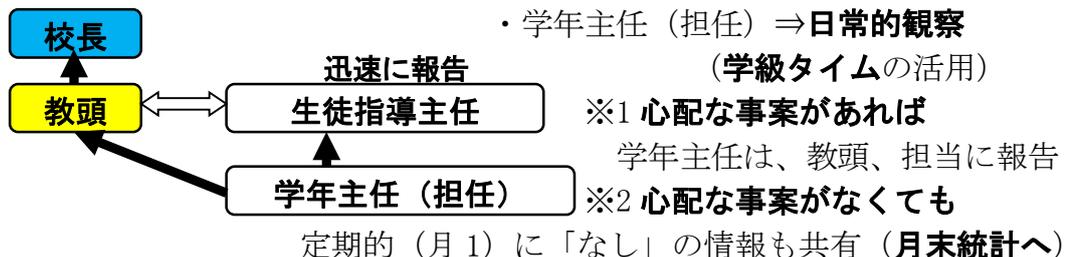


## 2. いじめ防止のための組織及び具体的な活動

### (1) 「いじめ防止・サポート委員会」の設置

- ①構成 【校内】 校長 ◎教頭（指揮） ○生徒指導主任  
教務主任、学年主任、教育相談担当、養教
- ※必要に応じて【校外】 PTA代表、学校医等（学校保健委員会等と連携）

- ②具体的活動 A：情報収集
- ・教育相談担当⇒定期調査（年2回）  
その後個別面談週間の設定
  - ・学年主任（担任）⇒日常的観察  
（学級タイムの活用）

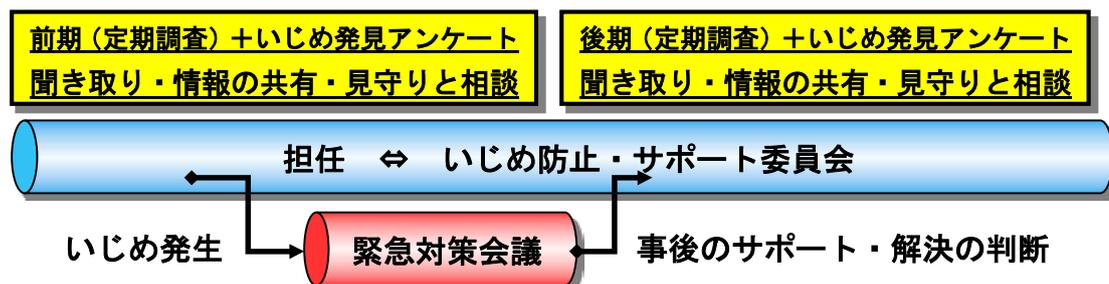


- B:情報共有** ・ 定期の会議（学期1回）の運営  
 （「子どもを語る会」生徒指導と合わせて）  
 ・ 臨時の会議の運営 ← 緊急性の高い事案
- C:サポート** ・ 日常の相談活動の充実と解決への指導

(2) 「いじめ防止・サポート委員会」と「緊急対策会議」の関係

- ①構成 ・ 「緊急対策会議」のメンバーは「いじめ防止・サポート委員会」のメンバーの中で構成する。(具体的には、「4いじめへの対応」参照)  
 ・ どちらも教頭の指揮のもとに置く。

②活動のイメージ



3. いじめ防止のための具体的な方策

一人一人に「真実の花」・「敬愛の花」・「誇りある花」を咲かせる

1 信じあい、支えあう教育課程

- ①仲間と心を通わせる機会の充実  
縦割り活動（にこにこタイム）、学級タイム、ロング昼休みなど
- ②子どもが主役の学校行事（有用感）
- ③心を育てる活動の充実（読書活動、道徳、ボランティア、福祉・環境）
- ④教師と子どもの対話（学級タイム）

2 学びあい、高めあう授業づくり

- ①多様な考え方を認め合う授業
- ②相手意識をもって表現し合う授業
- ③交流する楽しさを味わう授業
- ④一人一人の子どもの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導
- ⑤教科担任等を積極的に取り入れ複数の目で子どもを見る。（学級を開く）

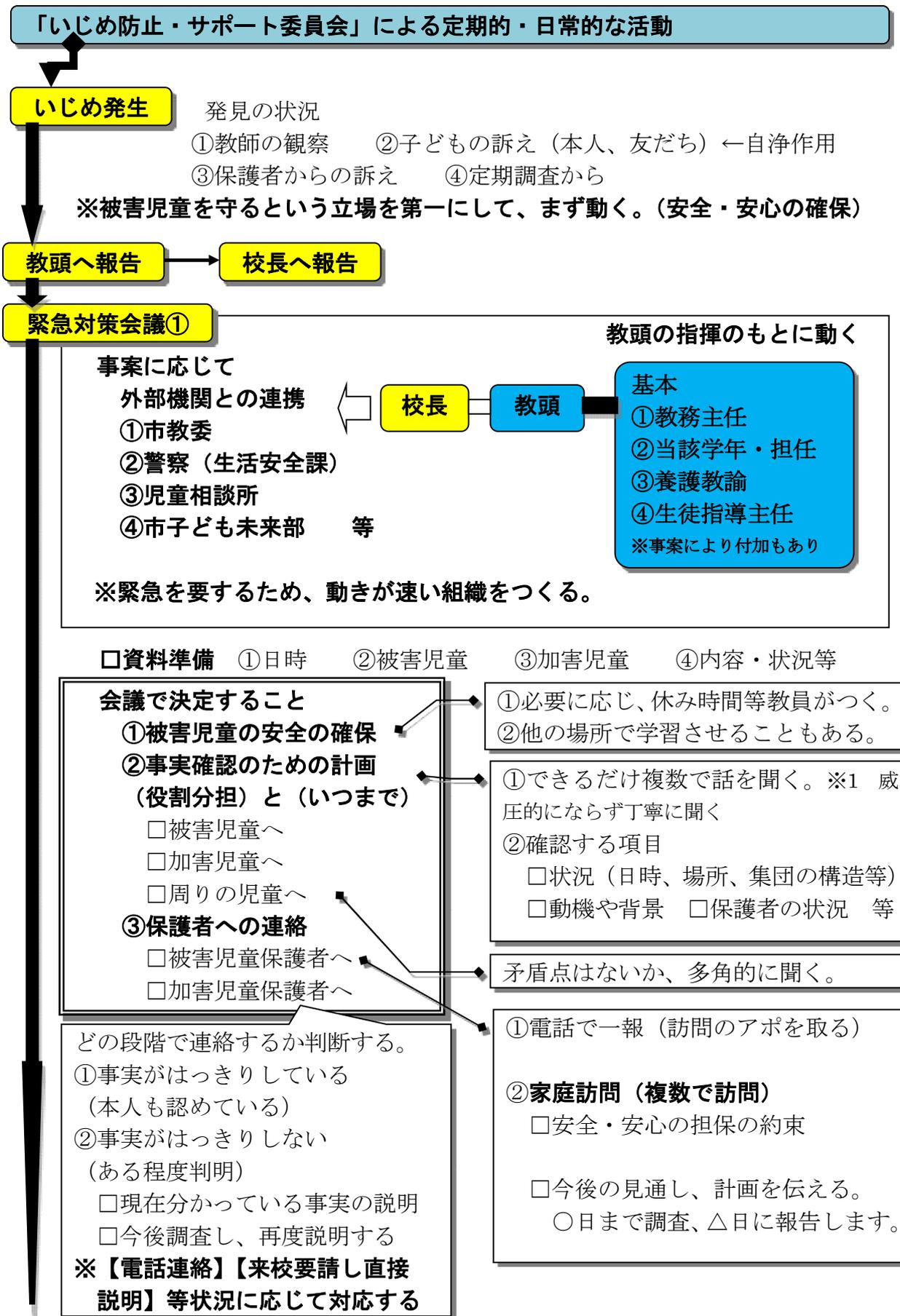
3 子どものサインを見逃さないために—教師の教え合いで見える目を鍛える—

- ①集団から離れて一人でいるときには**声をかける**。
- ②上履き、机、椅子、学用品、掲示物等にいたずらがあったら**すぐ原因をさぐる**。
- ③不平等な行為を**見逃さない**。（掃除、給食、遊び（おに）、球技（ボールが回らないなど）
- ④特定の児童への乱暴な言動、不自然な反応や行為（笑い、机を離す等）には**毅然と対応する**。「ならぬものはならぬ」
- ⑤子どもの変化に**敏感になる**。（子どもを見る『繊細な目』を身につける）  
キズやあざがある（着替え、身体計測）。服装の乱れがある。休みがちになる。体調不良を訴える。保健室への来室が多くなる。忘れ物が多くなる。成績が急に悪くなる。担任が来るまで教室に入らない。みんなが帰るまで帰宅したまらない。

※PTA 諸会議、学校保健委員会、学校評価（保護者調査）等での情報収集

#### 4. いじめへの対応

\*この流れを基本とし、それぞれの事案に応じて、加除訂正をしながら柔軟に対応していく。



## 緊急対策会議② 聞き取り状況の確認と今後の進め方、指導方針（資料準備）

- ①矛盾はないか 有り → 再聞き取り（誰が、誰に、何を、いつまで）  
なし
- ②事実のすり合わせの会の計画（個々からの聞き取りした事実の整合性）  
いつ、誰が（教師）、誰に（児童）
- ③指導方針の検討と決定（個人への指導、集団への指導）  
短期の指導内容と役割（誰が、誰に）  
長期の指導・見守り（全職員への周知・協力依頼）  
日記、定期的な面談、定期的なアンケート調査  
学校での様子を細かく知らせる 等

## 被害児童、加害児童へ事実の確認

→ 必要に応じて再調査

※双方が事実と確認したら、次の段階に進む。（丁寧に、速やかに）

## 保護者へ説明

### ①被害児童保護者（家庭訪問）

校長、担任、学年主任

- 謝罪と事実説明
- 安全・安心の確保の約束
- これからのことについて

### ②加害児童保護者（学校で面談）

教頭、担任、学年主任

- 事実説明
- 指導方針について
- 謝罪について

## 謝罪の機会を設定する（事案に応じて、柔軟に対応する。）

## 「いじめ防止・サポート委員会」による経過観察確認会議

以下の2点をもとに、いじめが解消されたかどうかを判断する。

### ①いじめに係る行為が止んでいるか

日常の観察と児童との直接対話などから、相当期間いじめの行為が止んでいる。（少なくとも3ヶ月）

### ②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童が不安なく安心して学校生活を送っているかの観察、児童と保護者との面談等で確認する。

## 「いじめ防止・サポート委員会」によるいじめ解決の判断